



令和4年5月9日
内閣府（防災担当）

令和4年福島県沖を震源とする地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について（宮城県）

1. 令和4年福島県沖を震源とする地震による災害について、宮城県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
柴田町 (しばたまち)	3月16日	第1条第6号	2以上	—	—

注：上記の数値は令和4年5月9日（月）10時00分現在の宮城県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の柴田町への適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第6号（第1号若しくは第2号の市区町村（※1）を含む都道府県又は第3号の都道府県（※2）が2以上ある場合に、人口10万人未満の場合は5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満の場合は2世帯以上））に該当することによる。

※1 宮城県山元町、角田市において、全壊10世帯以上により、第2号が適用。

※2 福島県において、全壊100世帯以上により、第3号が適用。

※3 柴田町の人口は38,264人であり、

人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で第6号適用に該当。

※人口は令和2年国勢調査による。

※4 令和4年福島県沖を震源とする地震では、宮城県において山元町、角田市、白石市、蔵王町、亘理町に支援法を適用。

（宮城県においても同時発表。）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

浅川、津轻、北島

TEL 03-5253-2111（内線51279）

03-3503-9394（直通）